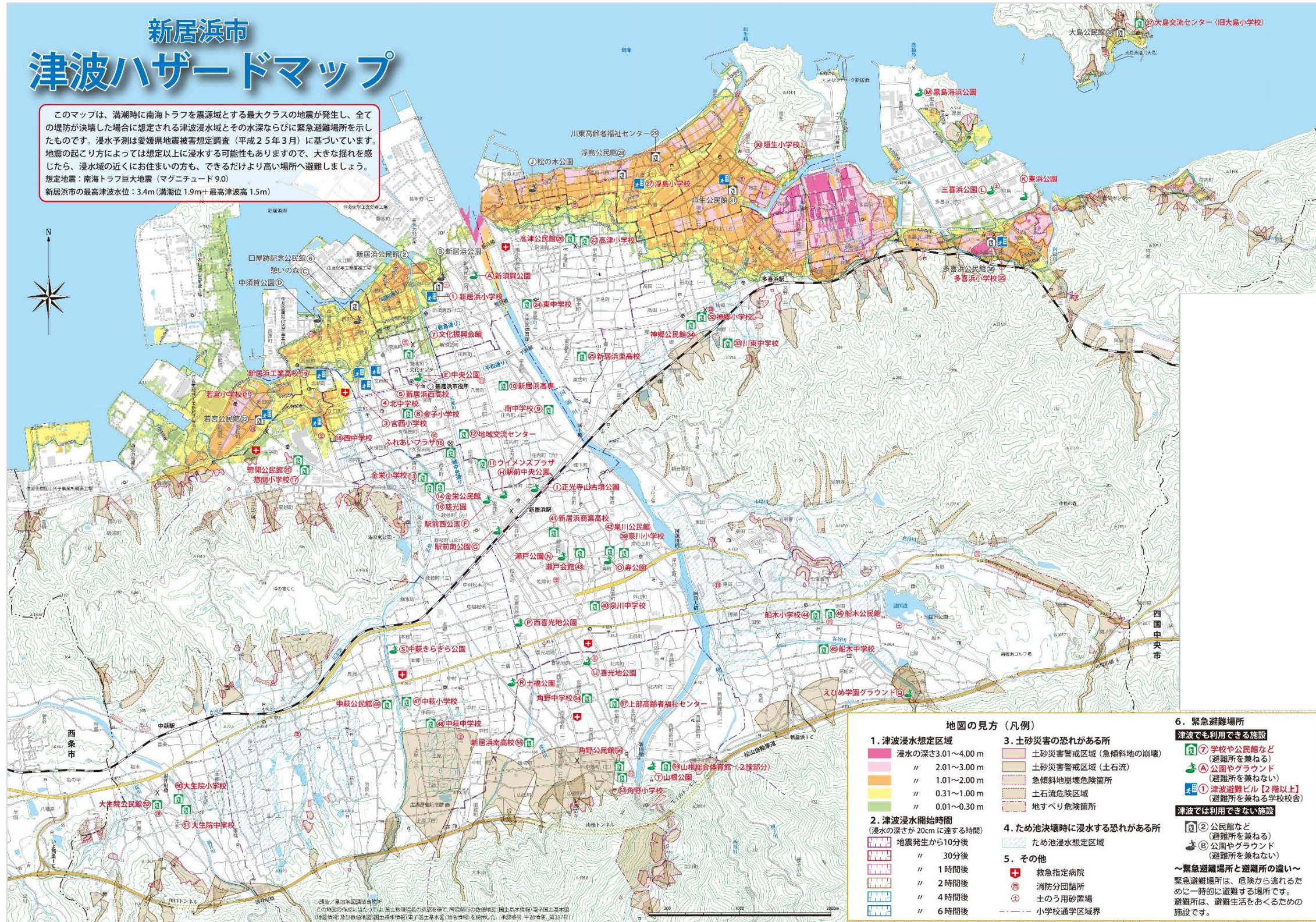


(5) 都市防災から見た現状の整理

ア. 災害危険区域の指定状況や災害履歴の把握

本市の災害区域の指定状況は、津波浸水の恐れがある箇所として、瀬戸内海沿岸部の大部分が指定されています。また、市南部に活断層が横断しており、市街地、山間部との境界で広く土砂災害警戒区域が指定されています。

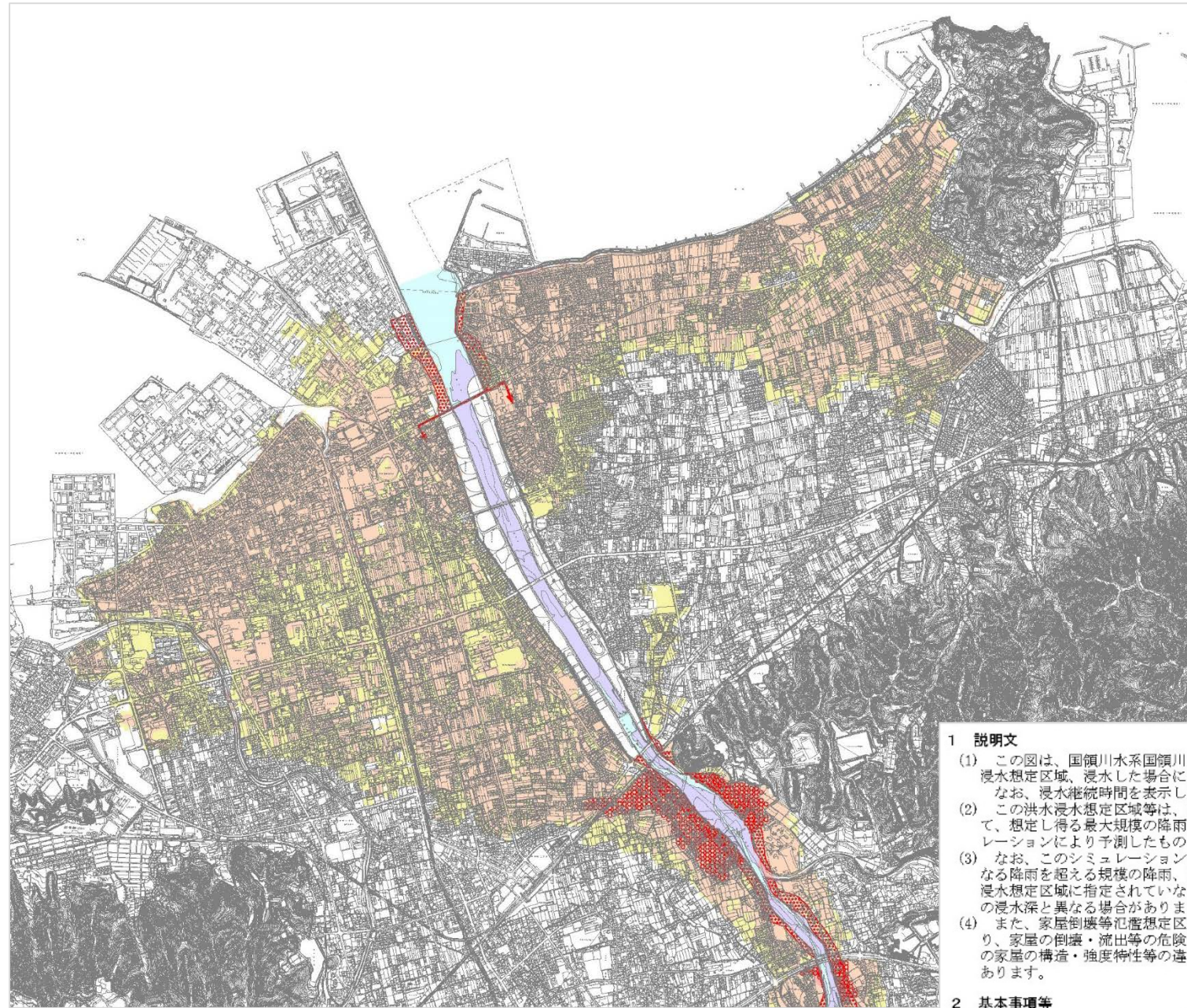
図表 災害指定区域の指定状況(津波浸水および土砂災害等)



資料：新居浜市津波ハザードマップ(平成26年12月1日発行) (※：津波浸水予測は、愛媛県地震被害想定調査(平成25年3月)に基づく)

また、台風、豪雨などでの浸水箇所として、国領川浸水想定区域が指定されています。

図表 国領川の洪水浸水想定区域



1 説明文

- (1) この図は、国領川水系国領川の水位周知区間について、水防法の規定により指定された洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深、家屋倒壊等氾濫想定区域を表示した図面です。なお、浸水継続時間を表示した図面は、別図としています。
- (2) この洪水浸水想定区域等は、指定時点の国領川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により国領川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、国領川の河岸侵食や国領川が氾濫した場合の氾濫流により、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、(3)の影響に加え、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域以外でも家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。

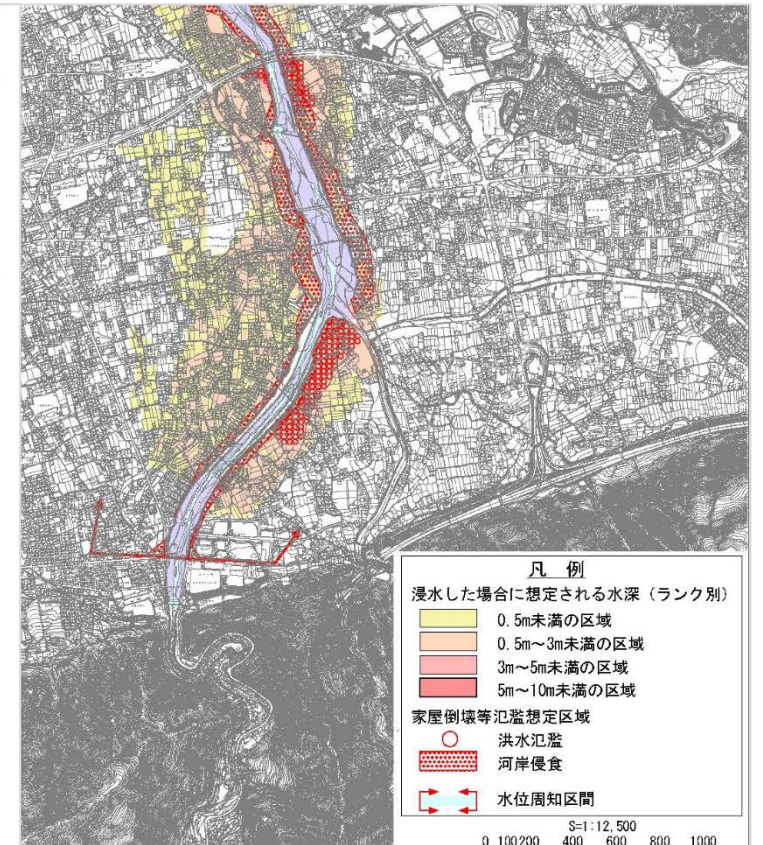
2 基本事項等

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 作成主体 | 愛媛県 |
| (2) 指定年月日 | 平成28年5月13日 |
| (3) 告示番号 | 愛媛県告示第562号 |
| (4) 指定の根拠法令 | 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項 |
| (5) 対象となる水位周知河川 | 国領川水系国領川 (実施区間) 左岸：新居浜市角野新田町三丁目(新田橋)から 新居浜市新須賀四丁目(新高橋)まで 右岸：新居浜市角野新田町三丁目(新田橋)から 新居浜市大字南小松原町(新高橋)まで |
| (6) 指定の前提となる降雨 | 国領川流域の1日間の総雨量75.5mm |
| (7) 関係市町 | 新居浜市 |
| (8) その他計算条件等 | |

ア 氾濫区域を25m格子(計算メッシュという)に分割して、これを1単位として計算しています。また、計算メッシュの地盤高は、航空レーザー測量等により求めた平均地盤高を使用しています。このため、微地形による影響が表せていない場合があります。

イ 家屋倒壊等氾濫想定区域(洪水氾濫)は、現行の建築基準に適合した一般的な構造の木造家屋について、浸水深と流速から倒壊等をもたらすような氾濫流が発生するおそれのある区域を推算したものです。

ウ 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)は、過去の洪水規模別に発生した河岸侵食幅より、木造・非木造の家屋倒壊等をもたらすような洪水時の河岸侵食幅を、河岸高(堤内地盤高と平均河床高の差)や川幅等から推算したものです。



凡例

浸水した場合に想定される水深(ランク別)

- 0.5m未満の区域
- 0.5m~3m未満の区域
- 3m~5m未満の区域
- 5m~10m未満の区域

家屋倒壊等氾濫想定区域

- 洪水氾濫
- 河岸侵食

水位周知区間

S=1:12,500
0 100 200 400 600 800 1000

資料：国領川の洪水浸水想定区域図(想定最大規模降雨) (愛媛県 平成28年5月13日指定)